

斎場のご利用について

死亡届が役場窓口へ提出された際、届出人の方へ火葬の希望日時を確認のうえ、斎場使用許可書を発行しています。

火葬は、死亡時刻から24時間経過後可能となり、当村の火葬の開始時刻は次のとおり1日2回となっています。(所要時間は約2時間です)

また、役場へ死亡届を提出された当日の火葬はできません。翌日以降となりますのでご了承ください。

なお、ご遺体の腐敗が進んでいるなど、やむを得ない事情がある場合は、担当までご相談ください。

火葬開始時刻	
午前10時	午後2時

※1月1日、8月13日は、休場日となっています。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：竹内、熊谷

法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告書について

平成30年4月1日以後に提出する申告書における代表者・経理責任者の記名について次のとおり変更されています。

(従 来) 代表者および経理責任者の自署押印が必要

(変更後) 代表者の記名押印、経理責任者の記名が必要

平成30年4月1日以前に作成された申告書の用紙も引き続き使用することができますが、経理責任者の押印は不要です。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部課税課 ☎22-8581 内線207

消費税の軽減税率制度に関する説明会の開催についてのご案内

むつ市、東通村、大間町、佐井村および風間浦村とむつ税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度です。事業者の方への支援措置（補助金関係）の概要についての説明もございますので、ぜひ説明会にお越しください。

なお、会場の都合上、席に限りがありますことをあらかじめご了承ください。

- 平成30年9月6日(木) 午前10時30分～ むつ市役所内大会議室
午後2時～ むつ市役所内大会議室
- 平成30年9月11日(火) 午前10時30分～ 大間町総合開発センター
午後2時～ 大間町総合開発センター

【お問合せ】 むつ税務署 調査部門 法人課税担当 秋田谷 光利
☎22-3294 (音声案内で2番を押してください)